

第七十四回国会  
衆議院  
法務委員会  
議 録 第 二 号

(三三)

昭和四十九年十二月十九日(木曜日)

午後零時十一分開議

出席委員

委員長 小平 久雄君

理事 大竹 太郎君 理事 小島 徹三君

理事 田中伊三次君 理事 谷川 和穂君

理事 稲葉 誠一君 理事 横山 利秋君

理事 青柳 盛雄君

小澤 太郎君 小林 正巳君

塩谷 一夫君 地崎宇三郎君

濱野 清吾君 福永 健司君

早稲田綱右門君 八百板 正君

沖本 泰幸君 小沢 貞孝君

出席國務大臣

法務大臣 稻葉 修君

出席政府委員

法務大臣官房長 香川 保一君

委員外の出席者

法務大臣官房司 勝見 嘉美君

法法制調査部長 矢口 洪一君

最高裁判所事務 松本 卓矣君

総局人事局長 松本 卓矣君

法務委員会調査

委員の異動

十二月十九日

辞任

保岡 興治君

佐々木良作君

同日

辞任

小林 正巳君

小沢 貞孝君

補欠選任

小林 正巳君

保岡 興治君

佐々木良作君

補欠選任

小林 正巳君

本日の会議に付した案件

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

○小平委員長 これより会議を開きます。

おはかりいたします。

本日、最高裁判所矢口人事局長から出席説明の要求がございますので、これを承認するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小平委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○小平委員長 内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

稲葉誠一君。

○稲葉(誠)委員 裁判官の報酬の法案の理由を見ますと、「裁判官の給与」というふうに字が使われているわけです。そして表を見ると、これは「報酬表」ですか、になっています。そして附則を見ますと、「報酬その他の給与」というふうになっています。この「報酬」というのはどういふふうなことからこ

ういふふうになっているのでしょうか。

○勝見説明員 まず、用語の問題でございますが、公務員の勤務に対するすべての対価を「給与」というふうに呼んでおられると思います。その給与のうち諸手当を除いたものを、裁判官以外の公務員につきましても「俸給」と呼びまして、裁判官につ

きましてもは給与から諸手当を除いたものを「報酬」と呼んでおられるわけでございます。したがって、いま御指摘の「理由」ないし条文につきましてはそのような用語例に従っているつもりでございます。

○稲葉(誠)委員 どうでもいいんですけれども、「理由」のところ、「一般の政府職員の給与改定に伴い裁判官の給与を改定する等の必要がある」という。そうするとこれは「裁判官の報酬を改定する等の必要がある」というわけじゃないの。

○勝見説明員 今回の一般の政府職員の給与の改定につきましては、俸給及び諸手当の改定もございまして、したがって給与の改定で、裁判官につきましても報酬及び諸手当の改定がございまして、そのような用語例になっている次第でございます。

○稲葉(誠)委員 「理由」の中にある「裁判官の給与を改定する等の必要がある」とこの「等」は何をいっているわけですか。

○勝見説明員 「等」につきましては、死亡等の場合につきましても是正措置を講じたものでございまして、そういう「等」を用いた次第でございます。

○稲葉(誠)委員 そこでひとつお聞きをしたいのは、たとえば簡易裁判所の判事の報酬について、特任の人の報酬は現実には四号でとまっているわけですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 具体的にはその方の経歴等によるわけでございますが、必ずしも四号でとまっているわけではございません。

○稲葉(誠)委員 判事から定年でやめられて簡易裁判所の判事になった方でない特任の方の実際の給与は四号で頭打ちになっている。法律的にはもっと上へ上がるのだけれども、上へ上がらないでとまってしまう。だから四号を十何

年やっている人がいるわけですか。ちょっとそこら辺のところを聞きたいのと、もう一つは、これは法務省のほうですが、副検事の一号は簡易判事の四号に該当するわけでしょう。ところがこの副検事の一号というのをもう十何年やっている人がいるわけですか。十何年やってもちょっと上へ上がらない。それで仕事もちょっと動みにならないというので、そういうふうなことを言っておられる方もあるのですが、こころ辺のところはどういうふう

に改善しようというわけですか。

○勝見説明員 実際の任用の担当者でございませ

んの、あるいはばく然たるお答えになるかもしれませんが、副検事一号の方で在職年限が非常に長くて、かつ成績のいい方につきましては、いわゆる副検事特号のランクが設けられてございまして、そのような優遇策がございまして、そのよう

な運用がなされているというふうに考えております。

○矢口最高裁判所長官代理者 簡易裁判所の判事特号、一号、二号というところは大体有資格の方が原則でございまして、簡易裁判所の判事の方で四号を十数年という方はいないようには承知いたしております。正確な数字をいま持ち合わせておりませんが、三号の方も当然ございまして、

○稲葉(誠)委員 簡易裁判所の判事の方の中に特任の方が相当おられるわけですね。そういう人たちの中には、六十五歳まで判事をやって、それから簡易の判事になる人の場合は五年間あるわけでしょう。率直に言うと、最初の一年間はなかなかあれだ、最後の一年間はもう終わらだというのであまり仕事をしない。仕事をしないわけはないでしようけれども、するのでもういふ仕事は三年間だ。おれたちのほうはいふん仕事を一生懸命やっついて、それで上がるのはどうもあまり上がらない、上のほうはとまってしまうという

第一類第三号 法務委員会議録第二号 昭和四十九年十二月十九日

ので、おもしろくないとは言わなければ、寂然としないうのか何というのか、そういうふうな声もあるのではないだろうか。

それが一つと、それから、いま副検事の場合特号があると言ったでしょう。なるほどあることはあるでしょう。特号というのか特一というのか、何か福引きみたいですけれども、特号というのがあるのだけれども、これはまたきわめて厳格なんでしょう。特号という制度はできたけれども、ほとんど実際には適用されない。やめるときに、特号にひっかかるからやめろという程度に使っているのではないのでしょうか。実際の運用はどうなっていますか。これは副検事の人は、特号という制度ができたけれどもちっとも実がないというふうなことを言っていますよ。これは全部が言っているわけじゃないけれども。どうですか、両方……。

○勝見説明員 先ほど申し上げましたように、私人事担当でございませんですが、一応たてまえといたしましては、副検事の特号、特別の俸給につきましては、優秀で老練な副検事の方につきまして、公安職俸給表第二の適用を受ける検察事務官より低い方もおられるようございまして、そのような方を優遇するために設けられたものでございます。実際に何人この特号に在籍しておられるか、たいへん恐縮ですが手元に資料がございませんで申し上げかねますけれども、まさにこの検事特号の制度自体はたたいま申し上げたような趣旨で設けられたものでございます。

○矢口最高裁判所長官代理者 かりに六十五歳で定年になられて、あと五年おやりになる方も相当数簡易裁判所の判事を御希望でございしますが、そういう方といわゆる特任の簡易裁判所の判事の方と、決してそのように、一方は非常によく仕事をなさる、一方はいいかげんというようなことはございせん。両方ともよくお仕事をなさっていただいておるといふふうに考えております。配置等につきましてもその辺のところは十分勘案いたしまして、事件が非常に多いようなところ、そういう

たところには、人数の点におきましても、またいわゆるそういった定年後五年間おつとめになる方とそうでない特任の方との組み合わせ等につきましても、十分配慮をいたしておるつもりでございます。

○稲葉 勉 委員 あとでいいですけども、特任の方の簡易裁判所の判事の人で、いわゆる頭打ちというのはどの程度現実になっておるのか、そこから辺のところを資料として可能な限り出していたきたい、こう思うのです。

それから副検事の特号、これはいま、優秀にして老練だと言ふけれども、これは六十歳以上にならないと特号にしないんじゃないですか。これは内規がありますよ。こういう制度ができたけれども、なかなかないのじゃないですか。だから副検事の一号を何年ぐらいいつと一号ばかりやっている人がいるか調べた資料、何かありますか。

私の聞いたのでは十数年やつている人がいますよ。相当、数が多いのじゃないですか。特号というものができたのならば、もっとそれを活用するような方向にいくべきじゃないんでしょうか。そこら辺はどういうふうなんでしょうか。これは官房長のほうが詳しいかな。どっちでもいいです。

○香川政府委員 お説のように頭打ちになっておる現状を打開するために、去年から特号を認められたばかりでございまして、発足当初でございまして、予算の面その他でいろいろ制約があつて、まだ十分活用と申しますか、潤っている面がないことは否定できないと思います。鋭意大蔵当

局とも交渉いたしましたして、ワクを広げるように努力中でございます。現在大体三十ぐらいしかワクがないわけでございます。これでは十分じゃないことは明らかでございますので、さらに努力してまいりたい、かように考えております。

○**稲葉 誠** 委員 その特号というのは、副検事というか、副検事の場合どうしてこの俸給表に入らないのですか。将来これにちゃんと特号として加えるつもりなんでしょうか、あるいは全体を改変するのですか。

○勝見勸明員 改正の際に御説明申し上げたと存じますけれども、現在の制度を根本的に変えるという形でなくてこの改正を行なっていたいたわけでございますので、将来この特号を給与体系の全体の中に取り込むことも当然予想されるわけでございますが、現在のところは、この特号を設けたこと自体で現在の給与体系自体を全面的に変更するものでないという前提で、いわゆる特号という制度を設けたものでございます。

○稲葉(純)委員 いま検討していただきたいので

すが、これは大臣、就任早々かも知かりませんが、副検事の人で一号を十二年以上もやっている人が、何人ぐらいいるか、あとでよく調べてもらいたい。ずいぶんいますよ。そしてその中で、特号という制度ができたけれどもさっぱりなれないというところとでいろいろありますから、この点について十分と考えていただきたい、こういうふうに思うわけで

す。

それから、常置委員会というのがありますね。この常置委員会というもののメンバーはどういうふうになっているわけですか。

それからもう一つ聞きたいのは、裁判官で「報酬その他の給与」とあるのだけれども、この月額表に出ている報酬以外にどういう人がどういうような給与を受けているわけですか。

○矢口最高裁判所長官代理者　ちよつと御質問の趣旨がつかみかねるわけでございますが、常置委員会というのは、そのときの裁判官が、東京などは選挙いたしましたして数名の者を選び出しまして、

恒常的な仕事は裁判官会議にかわつて処理する所長の諮問機関として処理するというような形でございます。そういったのは、ちょうど裁判官会議に各裁判官が出ますのと同じことでございますので、常置委員であるということで特段の扱いはされてないというのが実情でございます。

○勝見説明員 裁判官、検察官の報酬、俸給以外にどのようなものが支給されるかというお尋ねでございますが、第一に最高裁長官、最高裁判事、検事総長、高裁長官、検事長、次長検事、これら

の方には調整手当、それから期末手当、それから寒冷地の仙台と札幌の高裁長官及び検事長には寒冷地手当がございます。それから判事全体、それから八号以上の検事、特号の簡易裁判所判事、それから四号以上の簡易裁判所判事、それから特号及び一号の副検事には、ただいま申し上げました三つの手当のほかに特地勤務手当、これは離島その他の生活の著しく不便なところにおられる方でございしますが、特地勤務手当が支給されます。その他の裁判官、検察官につきましては、いまま

で申し上げました手当のほかに初任給調整手当、それから扶養手当、住居手当、通勤手当、勤勉手当、以上の手当が支給されることになっております。

形、いまは部長とは正式には言わないのでしょうけれども、部の統括になった場合に、それに対する手当が何か出るのかどうか、そういうことをお聞きしたかったです。

○矢口最高裁判所長官代理者 裁判官会議の構成員は地方裁判所の判事でございます。もちろん職権の特例を受けた判事補も含みますが、原則としては判事でございますので、簡易裁判所判事は裁判官会議の構成員ではございません。したがって、裁判官会議には出ない、常置委員にもならない、こういうことでございます。

それからもう一つお尋ねは、部の統括者につき

ましていわゆる管理職手当といったようなものを支給したことがかつてございましたが、そういうことはやはり裁判官の職務と責任の観点から報酬の問題としては好ましくないということで、現在、部の統括者であるかどうかということで手当を出す、出さないということは一切いたしておりません。手当は出しておりません。

○稲葉(総委員)　そこで裁判官会議、というよりも、実際は裁判官会議があまり開かれなないということ、常置委員会が代行しているという。そこ

で、簡易裁判所の判事は常置委員に入っていないわけでしょう。だから、裁判所の事務局長あたりは簡裁の判事をなにがしろにするというところか、いけれども、簡裁の判事が何を言ったって自分たちのいろいろな面について影響力がないということ、で、事務局長あたりは簡裁の判事を、何というか、あまり高く見ないという傾向が非常にあるそうですね。非常に、と言うことは悪いこともわからないけれども、あるそうですね。そこら辺のところはどういうふうになっているのかということをお聞きしたいわけですが、なぜ簡裁判事の場合には裁判官会議なり常置委員会に入れないわけですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 ただいまもちょっと申し上げましたように、常置委員は、本来裁判官会議で処理いたします事柄を便宜、一定の委員を選びまして、恒常的な仕事等を常置委員にまかせる。全員の裁判官が一々集まってまいりますのはたいへんでもございますし、また実情にもそぐいませんので、恒常的なものをまかせるという仕組みでございます。簡易裁判所判事は元来簡易裁判所の裁判官でございます。地方裁判所の判事ではございませんので、裁判官会議の構成メンバーにはなってない。したがって常置委員にもなってない。

では、簡易裁判所の司法行政があるわけでございますが、簡易裁判所の司法行政は、本末裁判官会議で処理いたします事柄を便宜、一定の委員を選びまして、恒常的な仕事等を常置委員にまかせる。全員の裁判官が一々集まってまいりますのはたいへんでもございますし、また実情にもそぐいませんので、恒常的なものをまかせるという仕組みでございます。簡易裁判所判事は元来簡易裁判所の裁判官でございます。地方裁判所の判事ではございませんので、裁判官会議の構成メンバーにはなってない。したがって常置委員にもなってない。

○補葉(越)委員 オブザーバーでは出ているんでしょうか、よくわかりませんが、いずれに

いたしまして、いまの話の聞くと、簡易裁判所の判事は地方裁判所の判事ではないというのか、仕事をやらなければならないというように聞こえるので、すけれども、実際には勾留状や何か、そういうのは簡裁の判事が出しているのじゃないですか。実際には地方裁判所の仕事をやっていて、裁判官会議にも常置委員会にも出られないというの何だかちよつとおかしいようにも思うのですが、それはそれであとでお答え願えればと、こう思います。そこでもう一つお尋ねをいたしたいのは、たとえば、近ごろ非常に裁判所の中の組織というのは、書記官が主任だとか首席だとか、場所によっては次席というのがあるのですか、何かよくわかりませんが、いろんなふうになっておるのですね。その中で、主任になるかどうかという調整手当や何か変わってくるのかということが一つと、それから、そのために、高裁管内だと思いますが、非常に転動をさせるわけですね。そこら辺のところは、どういうふうな考え方から現実はどういうふうに行なわれているわけですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 最初の、簡易裁判所判事の出席の問題でございますが、これは必要に応じて構成員以外の方を出席させることができるという、下級裁判所事務処理規則の規定がございまして、この規定を活用いたしまして、簡裁の職員の問題が取り上げられておりますようなときには司法行政事務を掌理する裁判官に出席を求めて意見を述べていただくという扱いをしておりますところもございまして、また、東京など非常に大きいところでは、そういう点を運用で解決するところもございまして、司法行政事務を掌理する裁判官を所長が兼ねておられるところもございまして、そういうことで簡易裁判所の実情というものを地裁の裁判官会議に正確に反映していくというふうな運用の措置がとられておるわけでございます。

次のお尋ねの主任書記官の問題でございますが、書記官のみに限りませんが、書記官の例を申し上げてみますと、一般の書記官のはかに主任書記官、それから次席書記官、首席書記官というふうな構成があるわけでございます。一般の書記官も、結局配置定員によってその庁に何名の書記官を置くかということがきまっておるわけでございますが、主任書記官というのは数名の書記官を統括して執務の指導をするという職務内容でございますので、やはりその庁、庁において、大ききによりまして何名の主任書記官を置くかということになりますと、あるところで主任書記官の欠員が生じました場合に、どの方に主任書記官になっていただくのが相当であるかというふうな問題が出てまいります。たまたまその部に主任書記官がふさわしい方がおられれば、すぐ平の書記官から主任書記官になっていただくということができるわけでございますが、たいていの場合にはやはり広い視野からできるだけ適任の主任書記官を得たいというところでございまして、東京地裁のような場合でも他の部から来ていただくとかあるいは支部から来ていただくとか、あるいは広く高裁管内の横浜、浦和、宇都宮、前橋というふうなところから来ていただくというふうなことがあるわけでございます。そして、そこに、主任書記官のポストが空席になった場合のこれを補充するための異動という問題があるわけでございます。

○補葉(越)委員 実際には、ある裁判所からその裁判所の主任書記官にはしないという原則がこれはあるのですか。これが一つ。

それから、ある裁判所、たとえば甲の裁判所から乙の裁判所へ主任書記官になるために転動をし、こう言われるわけですね。それを、家庭の状況その他でも行けないと断るわけですね。大臣、大臣のところが新潟ね、新潟に行くのをみないやがる、と言うこととは悪いのですけれども、遠いでしょう、遠いとなかなか行くのがあれなんです、たとえばそこへ行くのを断ると、そうすると、まあ復讐でもないのしょうけれど、もちろん主任書記官になれないわけだ。その同じ裁判所があいていてたてなれないわけだ。そうして今度はほかの支部へ平で回すわけだ。

支部へ回すと、汽車に乗って、それからバスに乗っていくわけだ。それで、いま八千円が今度は九千円になるのかな、通勤手当が。それが一万円から一万二千円ぐらいかかるのですよね。非常に不利なんだけれども、そういうことをしている例もあるのですね。ぼくはその人の名前を出してもいいかと言ったら、本人は出してもいいと言っているけれども、まあそれとも思っ出してはみせなければならぬ。そんなことを復讐でやっているわけでもないだろうけれども、断ると昇進とかいろいろないに影響するのですか。そんなこと、最高裁がやるわけがないと思うのだけれどもね。

○矢口最高裁判所長官代理者 ただいまも申し上げましたように、どこがあくかというところは必ずしもはっきりしないわけでございます。いろいろな事情で主任があいた場合に、できるだけその主任は広い範囲からの適任者を求めたいという、これはそういう人事の関係から申しますと当然のことではなからうかと思えます。そういうことで転動の問題が起ってくるというところでございまして、御指摘のように、必ず外をやらなければ、たとえば東京の例で申しますと、東京の主任書記官になるためには必ず東京以外の裁判所の職をやつてこなければ主任にしない、そういうふうにな取りきめがあるわけでも、またそういうふうにしると言っておるわけでもございません。ただ一般的に、若いうちに、たとえば東京などで、本庁のみならず支部とか簡裁の仕事もやってきてほしいというところで、八王子支部でございましてとか都内の簡易裁判所でございましてとか、そういうところをやつてきてもらおうというふうなことはござい

それからまた、そういうふうに職員に、適任者だと思いついてどこかの主任になつてほしい、そしてそれが転動を伴うといったような場合に、交渉をいたしますと、ときには家庭の事情でございましてとか本人の健康状態でございましてとか、そういうようなことでそれは受けかねるというふう

には主任にできないわけでございますので、その限度で、主任になればまあ昇格をいたします予定の者が、そのままでおりますと昇格ができないというところはございます。しかし、その本人の断わりました理由が、一般的にきわめてもつともな理由であります限りにおきまして、断わったからもう永久に平の書記官で置いておくんだとか、今度は逆に非常にへんびなところに行かせるんだ、そういうような報復的なことはこれはもういたすはずもございませんし、そんなことはないかと私どもは考えておるわけでございます。

○稲葉(賛)委員 答えとしてはそれ以外の答えはないわけですが、そんなものは聞くほうもここでは無理だと思ふ。だが、実際にははいぶやっているようです。そういう人たちは、最高裁を恨んでいるわけじゃないだろうけれども、どうも相当あるようです。東京の場合は別です。東京の場合は非常に大きいので、八王子に行ったってどこに行ったってある程度あるけれども、たとえば宇都宮とか、一番行くのをいやがるのは新潟へ行くのをいやがるのです。それは土曜、日曜に帰ってこれないのです。いろんな必要があつて帰ってくるのに汽車賃がうんとかかるのでなかなかたいへんだというわけ。まあそれはそれとして、いま人事局長が言われたものですから……。

どうも、主任になるためには必ずほかへ行かなきゃいけない。そのときに、いまだ本人が行くのをいやがっていたりなんかしていたので、ほかの者で埋めちゃう。それを断わると主任になれない。なれないかわりに支部へやられる、どうもそういう傾向があるんじゃないですか。支部が悪いという意味じゃないですけれども、まあ具体的な例もありますけれども、そういうようなこととはなないように十分慎んでもらいたい。

検察官の俸給はそれとして、それから大臣、検察庁に働く事務官なんかはいますね。これは全部が公安職になっているわけではないですが、ほとんどなっているわけ。これが待遇が、どこと

昭和五十年一月七日印刷

比べて悪いかと言ふとちよつとまずいから言いませんけれども、同じ法律関係のところと比べると、最初は同じだったのだけれどもだんだん悪くなつてきているのです。片方がよくなつちやつたというところもあるのですが、そういう関係がありますから、これは前の田中法務大臣が岡山かどこか視察した、十分検察事務官の待遇を改善すると言つたのですけれども、まあ改善されたのでしようけれども、なかなかうまくいきません。そういう点についても部内の声を十分聞いて、働く中堅以下といひますか、そういう人たちの給与の改善等についても十分心がけてもらいたいということをお願いするわけです。これについて大臣のお答えを願つて、非常に簡略ですけれども、質問を終わりにいたします。

○稲葉國務大臣 新潟の問題はともかくといたしまして、最後の検察事務官の処遇改善については、そういう御質問もちやうだいしましたから、さつそく、省へ帰りましたら、しかと事を運びますように努力をしてみたいと存じます。

○小平委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○小平委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小平委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

昭和五十年一月八日発行

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小平委員長 次回は、来たる二十四日火曜日午前十時理事会、午前十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W